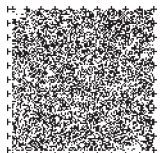
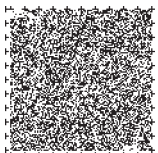


第4章 基本計画





1 障害のある人が元気に安心して暮らせるまちづくり

(1) 相談体制・情報提供の充実

現状と課題

障害者が安心して暮らしていくためには、地域で気軽に相談できる体制や、障害福祉サービス等の情報を得やすいことが重要な条件になります。また、地域共生社会の実現に向けて分野を超えた包括的な支援が求められている中、相談支援は重要な役割を担っています。

福生市高齢者・障害者生活実態調査（以下、「生活実態調査」という。）の結果によると、「あなたや支援者が、生活上の悩みや困ったことを相談するのはどこですか」という設問では、すべての障害の種別において「家族・親族」の割合が最も多くなっていますが、「相談する人がいない」は10%以下となっています。

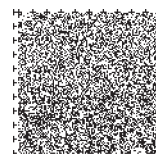
「今後、市に何を期待しますか」という設問では、「相談支援の充実」、「障害福祉サービスに関する情報提供」は約2割～3割台となっています。

今後は、様々な相談ニーズに対応すべく、相談サービスに関する情報提供等相談支援体制を充実していくことが必要です。また、障害の等級・程度や状況によって、求める支援が異なるため、そのニーズを的確に把握し、適切な支援につなげる相談員のスキルの向上も図っていくことが必要です。

また、障害等がある方やその介護者等の背景にある地域の現状・課題等の情報共有や協議等を行うとともに、自殺リスクを抱える可能性のある人への支援が求められています。

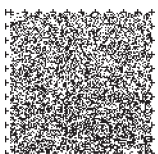
施策の方向

障害者の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉の関係機関との連携を図るとともに、障害者が相談しやすい体制の充実を図ります。また、障害者が様々な情報を入手できるように、障害の特性に応じた情報提供に努めます。



【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①継続的な相談支援体制の充実	担当部署が連携し、障害の有無に関わらず、発達の段階に応じて、特別な配慮が必要な子どもから高齢者まで切れ目のない継続的な相談支援体制を整備します。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課
②相談支援事業の推進	在宅の障害者及びその家族等の地域での生活を支援するため、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
③精神障害者相談支援事業の充実	「精神障害者地域活動支援センター ハッピーウイング」における相談支援事業の充実を図ります。	障害福祉課
④高次脳機能障害者相談支援の充実	作業療法士等の有資格者による「高次脳機能障害者支援員」を配置し、高次脳機能障害者、その家族等への相談支援の充実を図ります。	障害福祉課
⑤基幹相談支援センターの充実	障害福祉に係る総合的な相談に対応するとともに、権利擁護、虐待防止等に係る支援をします。また、必要に応じて地域の相談機関との連携、専門機関の紹介を行い、基幹相談支援センターの充実を図ります。	障害福祉課
⑥障害に配慮した情報提供の充実	SPコード、デイジー等により、障害の特性に配慮した情報提供の充実を努めます。	全庁
⑦障害福祉等サービスに関する情報提供の充実	広報、ホームページ、ガイドブック、情報メールを活用し、障害者が適切なサービスを受けることができるよう情報提供の充実を努めます。	障害福祉課



(2) 権利擁護体制の確立.....

現状と課題

判断能力が十分でない障害者が、自分らしい生活を自身で選択できるよう、その権利を守る仕組みが不可欠です。

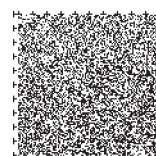
生活実態調査の結果によると、「地域福祉権利擁護事業」や「成年後見制度」の認知状況は、前回同様、すべての障害の種別において1割台半ばと低くなっています。

市の行事、福祉、保健に関する情報を知る手段は、すべての障害の種別において「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が最も多くなっており、3割～5割台となっています。

権利擁護を推進していくために、障害者の権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護を担う専門的人材の育成、確保にも取り組んでいくことが必要です。

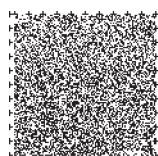
施策の方向

判断能力が不十分な障害者に対して、本人の意思をできる限り生かしながら、権利擁護と財産管理を支援するために、成年後見制度の利用促進を図ります。また、障害者の権利擁護を進める中で、市民や関係機関への虐待防止に関する制度の周知啓発に取り組むとともに、速やかに障害者虐待に対応できる体制の充実に努めます。



【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①福祉サービス総合支援事業の推進	福祉センター内「成年後見センター福生」で成年後見相談、福祉サービス苦情相談、権利擁護相談、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)など総合的な福祉サービス支援、権利擁護の事業を実施します。	社会福祉課
②成年後見制度利用支援事業の周知・促進	「成年後見制度支援事業」の周知と利用促進を図り、障害者等への支援を図ります。	社会福祉課 障害福祉課
③成年後見制度法人後見支援事業実施の検討	成年後見制度利用者が増加していくことを見越して、法人後見が活用できる体制の整備についても検討します。	社会福祉課
④障害者虐待防止センターの充実	「福生市障害者虐待防止センター」の機能を充実し、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めていきます。	障害福祉課
⑤障害児の虐待の防止等	学校、保育所等及び医療機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実させ、就学する障害児や保育所等に通う障害児等への虐待防止を図ります。	障害福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育支援課



(3) 障害福祉サービスの充実.....

現状と課題

障害福祉サービスには、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住系サービス」があり、障害の種別や等級・程度、家族の状況など勘案すべき事項を踏まえ、障害者の個別のニーズに添ったサービスの提供を行っています。

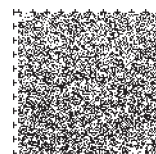
生活実態調査の結果によると、現在利用しているサービスのサービス量について、「充分である」が2割～4割台となっています。一方、「利用していない」は3割～5割台となっています。

市に期待することの中では、「障害福祉サービスの充実」、「障害福祉サービスに関する情報提供」が2割～3割台、「障害福祉サービス提供事業者の育成」がおおむね1割～2割となっています。

個々の障害者のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、在宅サービスの質的な充実が必要です。

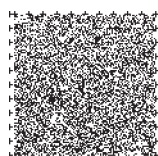
施策の方向

障害者が住み慣れた地域で自分らしい生活を維持していくため、障害福祉サービスを利用しながら、自立した生活を送れるよう、障害の状態に対して適切なサービスの提供とニーズに応じた支援の充実を図ります。



【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①訪問系サービスの実施	身体介護・家事援助などのサービスを必要とする障害者が在宅で安定した日常生活を送ることができるように、「訪問系サービス」の充実を図ります。	障害福祉課
②重度身体障害児入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴困難な在宅の重度身体障害児に福祉センターの特殊浴槽を活用した入浴サービスを提供し、身体の清潔を保つとともに、家族の介護等の軽減を図ります。	障害福祉課
③重度身体障害者(児)訪問入浴サービスの実施	自宅の浴室等で入浴することが困難なおおむね6歳から65歳未満の在宅の重度身体障害者(児)の身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図るため、自宅等に入浴車を派遣し、訪問入浴サービスを実施します。	障害福祉課
④補装具費の支給	障害者の日常生活機能を向上させて地域での自立生活を容易にするため、補装具費を支給します。	障害福祉課
⑤おむつ等の助成	常時臥床の状態又はそれに準ずる状態の重度心身障害者(児)におむつ等を助成します。	障害福祉課
⑥短期入所サービスの実施	在宅の障害者が、保護者又は家族の疾病等の理由により家庭において介護を受けることが困難になった場合に、施設等を一時的に利用するサービスの充実を図ります。	障害福祉課
⑦サービス等利用計画の作成	障害福祉サービス・障害児通所支援サービスを利用する全ての障害者のために指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所が適切なサービス等利用計画を作成することができるように努め、ケアマネジメントの充実を図ります。	障害福祉課



(4) 意思疎通支援の充実.....

現状と課題

障害者を取り巻く状況や社会が変化する中、障害の種類や障害者のニーズの多様化にともなった、分かりやすい、多様な情報発信が求められています。

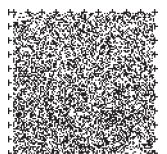
近年では、情報通信技術の進展が障害者の情報収集やコミュニケーション手段に大きな可能性を広げており、手話通訳者等の確保と合わせ、情報通信機器の有効活用に向けた支援の充実を図っていくことが必要となっています。

施策の方向

手話通訳者の養成確保、ICT の活用などを図り、コミュニケーションに支障がある障害者に対し、きめ細かな意思疎通支援の充実を図ります。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①手話通訳者の派遣	聴覚及び言語機能の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人へ、手話通訳者を派遣します。	障害福祉課
②手話通訳者の養成	手話通訳者の養成研修を実施し、技術のレベルアップに努めます。また、要約筆記、点訳、朗読についても、養成に関する情報提供等を行います。	障害福祉課
③テレビ電話手話通訳サービス等の実施	聴覚障害者や外国人と円滑な意思疎通を図るため、手話通訳、多言語通訳が利用できる専用のタブレット端末を設置します。	障害福祉課
④中等度難聴児発達支援事業の実施	両耳の聴力レベルが 30dB 以上であり、身体障害者手帳交付の対象となる聴力ではないが、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できる児童に対し、購入費の一部を助成します。	障害福祉課



(5) 経済的支援の実施

現状と課題

障害者が地域で安心して生活していくために、経済的に安定していることは不可欠の要素です。生活実態調査においても、経済的支援に関する意見があげられています。

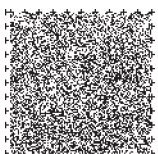
生活安定への支援の観点から、引き続き障害者への手当等の適正な支給や諸制度の周知を推進していく必要があります。

施策の方向

障害者やその家族の経済的な不安や負担の軽減を図るため、各種の経済的支援を行います。また、必要な人が必要なサービスを利用できるよう、各種制度の周知を図ります。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①心身障害者福祉手当の支給	心身障害者が受給できるよう情報提供に努め、適正に手当を支給します。	障害福祉課
②特別障害者手当の支給	20歳以上で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
③障害児福祉手当の支給	20歳未満で、精神又は身体に著しく重度の障害があるため日常生活において常時の介護を必要とする児童に、手当を支給します。	障害福祉課
④重度心身障害者手当の支給	心身に特に重度の障害があるため常時複雑な介護を必要とする人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑤特殊疾病患者福祉手当の支給	原因が不明で治療方法が確立されていない疾病のうち、その経過が慢性にわたるなど特殊な疾病に罹患している人に、手当を支給します。	障害福祉課
⑥特別児童扶養手当の支給	20歳未満の重度心身障害児を家庭で監護又は養育している人に東京都が手当を支給します。(市が申請受付)	子ども育成課
⑦児童育成手当(障害手当)の支給	20歳未満の重度心身障害児を扶養している人に、手当を支給します。	子ども育成課
⑧公的扶助、年金、手当の周知	制度についての周知に努め、対象となる全ての人が年金や各種手当等を受給できるように図ります。	保険年金課 社会福祉課 障害福祉課 子ども育成課
⑨消費者相談室の実施	市役所での消費生活相談員による「消費者相談室」を継続し、障害者も含めた市民の消費生活についての苦情や相談を受け付け、解決を支援します。	シティセールス推進課



(6) 地域の安全と災害時を想定した対応

現状と課題

障害者にとって、緊急時や災害時の対策の充実は、地域における安全・安心な生活を担保する重要な要素であるといえます。

生活実態調査の結果によると、市に期待することについては、すべての障害の種別において「障害者に配慮したまちづくり」の割合が約2割～3割となっており、「災害時の対応に関する情報提供」は1割台半ば～2割台となっています。

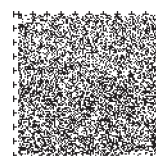
「災害発生時、心身の健康面や生活面で困ること」という設問では、健康上困ることがあると回答した人が、知的障害者では1割台、その他の障害の種別では、3割～4割台半ばとなっています。災害発生時の自力避難の可否については、「支援がないと困難だと思う」は、すべての障害の種別において3割台半ば～約6割となっています。

災害発生に伴う避難時に支援してくれる人については、「支援者はいない」がすべての種別において1割台半ば以下となっています。

日頃から障害者に対する防災知識の普及啓発、支援体制の充実等、地域における防災対策を推進することが必要です。

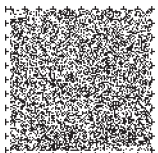
施策の方向

緊急時や災害時における迅速かつ的確な情報提供ができる体制の整備を図るとともに、避難行動支援希望者登録台帳への登録促進や市民の協力による地域の安全や災害時の支援体制づくりを推進します。



【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①救急通報システム事業の実施	ひとり暮らし等の在宅の重度身体障害者、難病患者等に専用通報機と無線発報器を貸与することにより、緊急事態に陥ったとき消防庁へ通報するとともに、地域の協力員の援助を受けて救急車による病院への搬送に対応します。	障害福祉課
②住宅火災通報システム事業の実施	救急通報システム機器に住宅用火災警報器を接続することにより火災の発生を東京消防庁に自動通報するシステムを、18歳以上でひとり暮らしの重度心身障害者の自宅へ設置します。	障害福祉課
③防災行政無線の聴覚障害者対応	災害時における聴覚障害者への情報提供に配慮し、防災行政無線の文字表示による情報提供に努めます。	防災危機管理課
④TCNIによる火災等告知放送	防災行政無線で市内広報した火災情報(住所等)と同じ内容をTCNのテレビ画面上にテロップ表示し、視覚による情報を提供します。	防災危機管理課
⑤避難行動要支援者の支援体制の整備	消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携して避難行動要支援者の把握に努め、支援体制を整備していきます。	防災危機管理課
⑥ヘルプマークの周知	ヘルプカードやヘルプバンドナ等の配布を行い、ヘルプマークを様々な機会に広く周知し、日常利用に加え避難先での生活に活用できる体制を整えます。	障害福祉課
⑦災害時の避難行動等に関する周知	「障害者のための災害時避難行動マニュアル」や「災害時の避難誘導 障害者を支援する時のポイント」等を掲示・配布して周知を図り、災害時に避難行動要支援者が円滑に避難できるように努めます。	障害福祉課
⑧福祉避難所の確保と周知	災害時に一般の避難所での集団生活が困難な強度行動障害者など、特に配慮を必要とする障害者のための福祉避難所を確保するとともに周知を図ります。	防災危機管理課 障害福祉課
⑨救急医療情報キットの周知	救急医療に役立つ「救急医療情報キット」の周知と配布に取り組みます。	介護福祉課
⑩施設のバリアフリー化	道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進します。	社会福祉課 道路下水道課 施設公園課



2 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり（福生市障害児福祉計画）

（1）障害の早期発見と障害児の療育支援

現状と課題

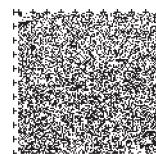
障害児への適切な療育支援には、幼児期における障害の早期発見が重要となります。

前期計画時（平成 29 年 5 月 1 日現在）より障害のある就学前の子ども数や児童・生徒数は増加し、児童発達支援や障害児相談支援においてサービスの提供状況が計画値を上回っている状況があります。

障害や疾病の早期発見・早期療育などのために、障害特性をよく理解した専門性の高いサービスの充実が必要であり、保健・医療分野と福祉分野とのさらなる連携を進め、障害の状況に応じたきめ細かな支援が提供できる体制づくりが重要です。

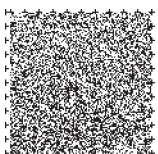
施策の方向

障害の早期発見に努め、身近な地域で適切な療育支援を継続的に受けられる体制や相談体制を整備し、様々なニーズに的確に対応し、障害児やその保護者が安心して充実した生活を送ることができるよう、関連情報の提供や関係機関との連携を図りながら健やかな発育・発達を支援し、療育支援環境の充実に努めます。



【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健全な発育・発達と疾病等の早期発見・早期治療を目指し、受診率の向上、保健指導の内容の充実を図りながら、引き続き乳幼児健康診査を実施します。	健康課
②発育・発達支援につながる連携の推進	乳幼児健診や健診後のフォロー事業から各乳幼児施設・機関までの、発育・発達支援につながる連携を進めます。	健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課
③臨床心理士等の巡回相談の実施	臨床心理士等が保育園・幼稚園・学童クラブ等を巡回訪問し、子どもの発達等に関する問題について、保護者、職員から直接相談を受け、個別支援から就学支援に向けた取組を行います。	健康課 子ども家庭支援課
④児童発達支援の実施	未就学の障害児に対して、児童発達支援又は医療型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練を行います。また、重症心身障害児で外出が著しく困難な児童に対しては、居宅訪問型児童発達支援により、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	障害福祉課
⑤教育・保育施設での障害児の受入れ	幼稚園、認定こども園、保育園では、保育士等の支援により集団生活が可能な障害児を受け入れ、健常児とともに幼児教育、集団保育を実施することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。	子ども育成課
⑥保育所等訪問支援の実施	保育所等を利用中の障害児に対して、利用する保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	障害福祉課
⑦学童クラブでの障害児の受入れ	全ての学童クラブにおいて、指導員等の支援により集団生活が可能で、かつ通所することができる障害児を受け入れ、健常児とともに育成することで、健全な社会性の成長、発達を促進します。また、障害児のいる保護者の就労等を支援します。	子ども育成課
⑧放課後等デイサービスの実施	学校に通学している障害児に対して、放課後・休日や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。	障害福祉課
⑨障害児相談事業の実施	障害児に関する知識と経験を持つ専門職員を地域子育て支援事業を実施する施設等に配置し、障害児が社会で自立できるよう継続的な相談や支援をします。	健康課 子ども育成課
⑩児童館における障害児対象事業の実施	障害児に集団で遊ぶ機会を与え、その遊びを通して社会性の基礎を養うとともに、孤立しがちな保護者同士の交流を図り、親子が共に成長できる機会を提供します。また、兄弟姉妹への支援も行います。	子ども育成課



(2) 切れ目のない障害児サービスの充実

現状と課題

障害児の支援に当たっては、子どもたち一人ひとりの主体性と自立性を促し、障害児の状態を把握し、それぞれの個性が生かされる支援が求められます。

障害児については、就学前と就学後で生活や教育環境が変化するため、教育・保育施設、その他関係機関との連携により、就学前の療育支援情報を有効活用する方法が課題となっています。

子どもの発育・発達に合わせた一人ひとりの障害児に対応できる専門性の高い支援体制を確保し、状況に応じたきめ細かな支援や支援の質の向上を図っていく必要があります。

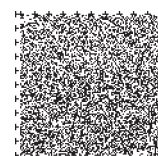
さらに、就労への移行等、ライフステージを通じた包括的な切れ目のない支援に向けて、関係機関との連携の仕組みを充実させていくことが必要です。

施策の方向

母子保健から、障害福祉、医療・療育機関、教育委員会、労働等の関係機関が連携を図り、共通の視点に立って、子どもの発育・発達段階に応じた適切な支援を総合的かつ計画的に進めていきます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
① 継続的・計画的な支援体制の充実	就学前から就学へと発達支援がつながっていくための継続的・計画的な支援体制の充実を図ります。更に、就労への移行等、包括的な切れ目のない支援に努めます。	障害福祉課 健康課 子ども育成課 子ども家庭支援課 教育指導課 教育支援課
② 関係機関との連携による支援体制の充実	東京都発達障害者支援センター、保健所等の関係機関と連携した支援体制の充実に努めます。	障害福祉課 健康課



(3) 特別支援教育・インクルーシブ教育の推進.....

現状と課題

障害児の可能性を最大限伸ばし、将来、社会的に自立していけるようにするため、子どもたち一人ひとりの個性や適性に応じた教育は、重要な役割を果たします。

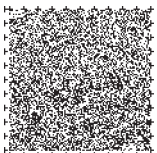
一人ひとりの状況に応じたきめ細かな教育がなされる体制の充実を図るとともに、関係機関と連携した支援体制の充実と情報共有を推進していくことが必要です。

施策の方向

障害児が、障害の状況に応じた適切な教育を受けられるように、教育内容の充実と教職員のスキルアップを図ります。子ども達が障害の有無にかかわらず、「ともに遊び、ともに学ぶ」機会の充実に努め、お互いを尊重し支え合う心を育み、豊かな人格を形成するとともに、地域の中で学べる環境づくりに努めます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①特別支援教育の充実	特別な教育的支援を必要とする児童・生徒が、個々の教育ニーズに応じた指導を受けられるよう、指導内容・方法の充実や合理的配慮の提供、「特別支援学級指導補助員」の活用を進めます。また、専門家による巡回相談の充実により、障害特性に応じた適切な教育的支援を行うよう努めます。	教育指導課 教育支援課
②交流及び共同学習の充実	障害児の自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みの整備・充実を図ります。また、交流・共同学習の積極的な推進によって、相互理解を促進していきます。	教育指導課 教育支援課



3 地域の理解のもと障害のある人もいきいきと参加しているまちづくり

(1) 障害の理解と合理的配慮の推進

現状と課題

障害者が地域の中で安心して暮らし、社会参加していくためには、健常者の理解が重要な要件となります。

生活実態調査の結果によると、知的障害者では「差別用語を使われた」、精神障害者では「暴言・暴力による虐待を受けた」と「希望する仕事に就職できなかった」が約2割となっています。市に期待することについては、「障害者差別解消・障害者理解の促進」が全ての障害の種別において約1割～約3割となっています。

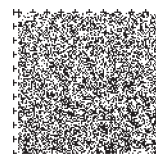
住み慣れた地域で暮らしていくために、市民との交流や障害者の社会参加を促進し、障害者への理解を深めていく必要があります。

施策の方向

障害者差別解消法等に基づき、障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮に向けた啓発活動を推進するとともに、全ての人が安心して心豊かに暮らせるように、障害者理解の啓発に努めます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①理解を深めるための啓発の推進	市の広報、ホームページ、情報メール、イベント、パンフレット等によって、福祉情報の提供や理解の促進に努めます。	障害福祉課
②学校教育における福祉教育の充実	総合的な学習の時間や特別活動でのボランティア体験学習や障害者との交流学習などを通して、福祉教育の充実に努めます。	教育指導課 教育支援課
③社会教育における福祉教育の充実	「心のバリアフリー」や「互いに支え合い、共に生きることができる社会」等の実現を目指し、福祉教育の充実に努めます。	公民館
④障害者施設授産品販売の支援	市役所内で障害者施設の授産品販売を支援することにより、障害者の自立を促進します。また、障害者と健常者の交流の機会を増やし、障害者に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。	契約管財課 障害福祉課
⑤当事者会・家族会の活動の支援	障害者と家族が支え合い、地域で生活する力を養えるよう、当事者会・家族会への情報発信等により活動を支援します。	障害福祉課



(2) 社会参加の促進

現状と課題

障害者が地域でいきいきとした生活を送ることは、社会参加を促す上で重要です。

生活実態調査の結果によると、「楽しみや生きがいは何ですか」という設問では、すべての障害の種別において「趣味・娯楽」が約5割～6割台と最も多く、「旅行」、「友人とのつきあい」も約2割～3割台半ばと多くなっています。市に期待することについては、1割弱の人が「文化・スポーツ活動の充実」と回答しています。

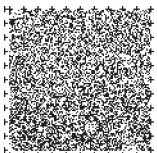
多様な機会を通じて市民とふれあい、障害者が積極的に社会活動に参画できるように、生涯学習や文化活動、スポーツ・レクリエーション活動等への参加を働き掛けていくことが必要です。

施策の方向

障害者が、地域において生きがいをもち、ゆとりや潤いのある生活を送るため、生涯学習機会の充実を図るとともに、気軽にスポーツ・文化・レクリエーション活動等に参加できるよう、障害があっても参加できる環境づくりや配慮を推進します。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①優先調達法の活用	優先調達法の活用により、障害者施設の活動の充実と障害者の自立の促進を目指します。	全庁
②手話通訳者の配置	議会本会議、委員会及び公民館事業に、必要に応じて手話通訳者を配置し、聴覚障害者にも活動の場を広げ、自主的な活動ができるよう支援します。	議会事務局 公民館
③図書等宅配サービスの実施	身体障害者(視覚障害又は肢体不自由の2級以上)等に図書等の宅配サービスを実施します。	図書館
④障害者青年学級の実施	義務教育終了後、集団活動を通じた学習や基礎的生活習慣の取得、仲間づくりを行う機会として「青年学級にじのはらっぱ」を実施します。	公民館
⑤スポーツ・レクリエーション事業の実施	障害者を対象にした各種スポーツ・レクリエーション事業を実施します。	スポーツ推進課



(3) 外出支援施策の推進.....

現状と課題

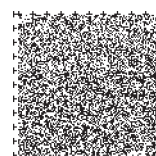
障害者が社会参加していくために、外出や移動の手段の確保は切実な課題です。生活実態調査の結果によると、外出の手段については、精神障害者は「徒歩」、その他の種別においては「自家用車」が最も多くなっています。

また、「今後やってみたいことについて」の設問では、身体障害者、知的障害者、精神障害者は「趣味・娯楽」が最も多く、次いで「旅行」となっています。難病患者は「旅行」が最も多く、次いで「趣味・娯楽」となっています。「趣味・娯楽」、「旅行」共に3割～4割台となっており、外出の際の移動手段の需要は高まっています。また、「市に期待することについて」の設問でも「移動手段の確保」は、身体障害者、難病患者で期待されています。

移動の問題は、外出の際の壁になっていることが考えられ、障害者の社会参加を促進するためにも、移動・交通対策を充実していくことが必要です。

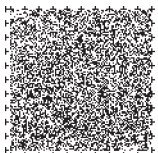
施策の方向

障害者が日常生活の中で、気軽に安心して外出できるように、社会参加促進のための助成や、障害特性に応じた外出時の支援の実施など、多面的な施策の充実を図ります。



【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①福祉バスの利用促進	障害者等の外出をサポートするため、福祉バスの周知と利用を促進します。	障害福祉課 介護福祉課
②自動車運転教習費の助成	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自動車運転教習費用の一部を助成します。	障害福祉課
③自動車改造費の助成	身体障害者の生活圏の拡大と日常生活の利便を図るため、自ら所有し運転する自動車を改造する必要がある人に、費用の一部を助成します。	障害福祉課
④タクシー費用の助成	電車、バス等通常の交通機関を利用することが困難な重度の障害者にタクシー費用の一部を助成します。	障害福祉課
⑤自動車ガソリン費用の助成	障害者が日常生活の利便及び拡大を図るため利用する自動車のガソリン費用の一部を助成します。	障害福祉課
⑥同行援護の実施	重度視覚障害者(児)の外出時に同行して移動に必要な情報の提供や支援を行います。	障害福祉課
⑦移動支援の実施	円滑に外出できるよう、移動を支援する事業を実施します。	障害福祉課
⑧行動援護の実施	行動上、著しい困難を有する障害者が外出するときに、危険を回避するために必要な支援を行います。	障害福祉課
⑨移送サービス事業の実施	移送サービスを必要とする人のため、運転ボランティアの協力等により車いす専用車(ハンディキャブ)の運行を行う事業を支援します。(社会福祉協議会が実施)	介護福祉課
⑩ハンディキャブの貸し出し	歩行困難な方の外出の際に、家族や知人に車いす専用車(ハンディキャブ)を貸し出す事業を支援します。(社会福祉協議会が実施)	介護福祉課



(4) 就労の支援・促進

現状と課題

障害者の経済的自立を図る上で、就労は大変重要です。

生活実態調査の結果によると、現在の就労状況については、すべての障害の種別において「今後も現在の仕事を続けたい」が約2割～3割台、「現在働いていないが、今後働きたい」が身体障害者、難病患者では約1割、知的障害者、精神障害者では2割前後となっています。

「働く場」を充実させるために必要なことについて、「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」「社会的自立や訓練を行う施設」が求められています。

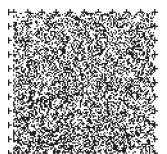
「今後、市に何を期待しますか」という設問では、「就労支援の充実」が身体障害者、難病患者では約1割、知的障害者、精神障害者では3割台となっています。企業側の理解を深め、それぞれの障害特性に応じた働き方への配慮がされた働きやすい環境をつくるとともに、多様な働く場の確保が必要です。

施策の方向

障害者の雇用を促進するために、企業への障害者雇用の普及啓発や就労機会、多様な障害特性に応じた就労の場の確保を図るとともに、就労定着支援事業により支援をします。また、一般企業等での就労が難しい人の働く場として、継続して福祉的就労の場の提供を支援します。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①就労支援事業の実施	障害者の一般就労に向け、「福生市障害者自立生活支援センター すてっぷ」の就労専門職員が、ハローワークなどの関係機関と連携を取りながらきめ細やかな支援を行います。	障害福祉課
②障害者就業・生活支援センターとの協働推進	障害者の自立を目指し、就職のあっせんや生活相談などを地域の支援機関と連携して実施する「障害者就業・生活支援センター」と協働し、就労面と生活面の支援を一体的に推進します。	障害福祉課
③障害者雇用への理解の促進	企業等の障害者雇用への理解を促進するため、ハローワーク等と連携して各種啓発等を行うとともに、法定雇用率の達成を目指して協力を求めています。	障害福祉課
④就労移行支援の実施	一般企業などへの就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
⑤就労定着支援の実施	障害者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。	障害福祉課
⑥職場体験実習の実施	就労支援事業所等との連携により、就労を希望している障害者の就労意欲を高め、自立した生活及び社会参加の促進を図ります。	障害福祉課



4 障害のある人の地域生活の基盤づくり

(1) 日中活動の場の確保.....

現状と課題

障害者が地域で自分らしく生活するためには、地域に様々な日中活動の場があることが大切です。

生活実態調査の結果によると、働く場や活動の場を充実させるため、必要と思うものについては、知的障害者と精神障害者は「自分に合う仕事の紹介や相談をしてくれるところ」が順に52.7%、58.7%で最も多く、次いで「日常生活の支援、日常的な相談や地域交流活動を行う施設」が順に38.5%、38.8%、「社会的自立や訓練を行う施設」が順に36.3%、33.3%となっています。

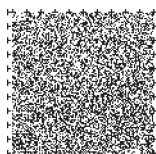
障害者が自分の希望や状態にあった日中活動を選んで利用できるよう、引き続き障害福祉サービスの「日中活動系サービス」や「地域活動支援センター」などの様々な日中活動を提供できるようにすることが必要です。

施策の方向

障害者が地域で生活しながら、自己実現をしていくために、地域での日中活動の場を確保し、生活介護や就労継続支援事業等の日中活動系サービスの充実を図ります。また、日中一時支援、地域活動支援センター等、日中の居場所づくりを推進します。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①生活介護の実施	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	障害福祉課
②就労継続支援の実施	一般企業への就労が難しい方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	障害福祉課
③日中一時支援の実施	介護者が緊急、その他やむを得ない理由により介護できないときに、障害者の日中における活動の場の確保及び一時的な介護の支援を行います。	障害福祉課
④地域活動支援センター事業の実施	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行い、地域での自立した生活の支援と社会参加の促進を図ります。	障害福祉課



(2) 居住の場の確保

現状と課題

障害者が地域で生活するためには、居住の場の確保は必要不可欠です。

生活実態調査の結果によると、今後のサービスの利用意向については、身体障害者と知的障害者は「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」が最も多く、順に 25.8%、34.1%、次いで「自宅で在宅サービスを継続利用したい」が順に 23.7%、14.3%となっています。精神障害者と難病患者は「自宅で在宅サービスを継続利用したい」が最も多く順に 25.4%、26.7%、次いで「家族との同居ができなくなったら、グループホームや施設に入所したい」が順に 19.4%、22.5%となっています。

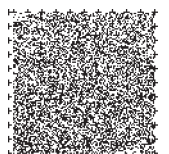
地域で自分らしく暮らしていくことができるための受け皿となる住まいの確保や経済的支援の充実が必要です。

施策の方向

障害者が地域において自立した日常生活を送ることができるようにグループホームの運営を支援します。また、住宅の確保と住環境の整備を図るため、住宅設備改善に関する給付事業の実施体制を維持するように努めます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①グループホームへの支援	障害者の自立生活の支援・促進のため、居住の場であるグループホームの運営の支援を図ります。また、入居する障害者への支援を行います。	障害福祉課
②住宅設備改善費給付事業の実施	重度身体障害者(児)に、住宅の整備、改善に要する経費を給付し、地域での自立した生活を支援します。	障害福祉課



(3) 保健・医療サービスの充実.....

現状と課題

障害の原因となる疾病予防や早期発見、早期治療に努めること、また、高齢化等による障害の重度化を予防することからも、その対応を図ることは重要です。

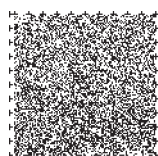
障害者の生活の質を高めるためには、保健サービスや医療を充実させ、適切なサービスの提供を図ることにより、障害の予防・早期発見・早期治療に努めることが必要です。

施策の方向

乳幼児期を中心とした健康診査、保健指導、相談事業等により、障害の早期発見と早期療育の体制を充実することにより、障害の軽減や健康の増進とともに健やかな成長を支援します。また、医師会等の関係機関と連携して障害者の地域生活の基盤となる保健・医療サービスの充実を図り、保健センター等と連携して精神保健福祉相談体制の充実を図ります。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①自立支援医療 (更生医療費)の助成	18歳以上の身体障害者を対象に、障害の等級を軽減し、障害を取り除いて日常生活や職業の能力を高めるために必要な医療費の自己負担分を軽減します。	障害福祉課
②自立支援医療 (精神通院医療費)の助成	精神疾患を理由として継続的に通院が必要な人の医療費の自己負担分を軽減します。	障害福祉課
③自立支援医療 (育成医療費)の支給	18歳未満で肢体不自由、視覚障害、心臓障害等の機能障害があり、手術等により改善が見込まれる人の、医療費の自己負担分を軽減します。	子ども育成課
④小児精神障害者 入院医療費助成	精神科の入院治療を必要とする18歳未満の者に対し入院医療費を助成します。	障害福祉課
⑤精神保健対策の充実	様々な機会を通して、「こころの健康」についての普及啓発を行い、相談体制の充実を図り、問題を早期に発見し、医療機関とも連携し適切な支援を受けられるように努めます。	障害福祉課 健康課



(4) 地域移行・地域定着の支援と促進

現状と課題

施設入所者等が安心して地域生活に移行していくためには、関係機関の連携、地域移行支援、地域定着支援等の取組が重要ですが、障害福祉計画における成果目標である「福祉施設入所者の地域生活への移行」の目標は達成できていません。

生活実態調査の結果によると、市に期待することについては、「障害者に配慮したまちづくり」が約2割～3割台となっています。

障害者施設等が地域の障害者支援の拠点となり、多様な主体による支援や市民の理解と協力を得ながら、地域への移行に向けた更なる支援の充実が必要です。

施策の方向

障害者支援施設入所者又は精神科病院に入院している方に、住居の確保、外出時の同行、障害福祉サービスの体験的な利用支援等を活用し、スムーズに地域生活へ移行できるよう、地域相談支援体制を整備し、保健所、医療機関、サービス提供事業所等との連携を図ります。また、居宅で単身生活をする障害者の支援に取り組みます。

【 主な施策 】

施策	内容	所管課
①関係機関のネットワーク構築	障害者支援施設、医療機関、障害福祉サービス事業所等の関係機関が連携して、施設入所者や精神科病院に入院している方の地域移行・地域定着に取り組みます。	障害福祉課
②地域移行の支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の方等を対象に、地域生活を送るための計画作成、相談支援、住居の確保、関係機関との調整等を行います。	障害福祉課
③地域定着の支援	居宅において単身で生活している障害者を対象に、常に連絡の取れる体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。	障害福祉課
④自立生活援助の実施	障害者支援施設、グループホーム等から居宅生活へ移行する障害者等について、定期的な巡回訪問等により地域生活を支援します。	障害福祉課
⑤福祉サービス充実のための研修参加	行動障害を有する者、精神障害者や罪を犯した障害者の特性に応じた支援を実施できるよう、関係機関への研修周知及び研修参加に努めます。	障害福祉課

